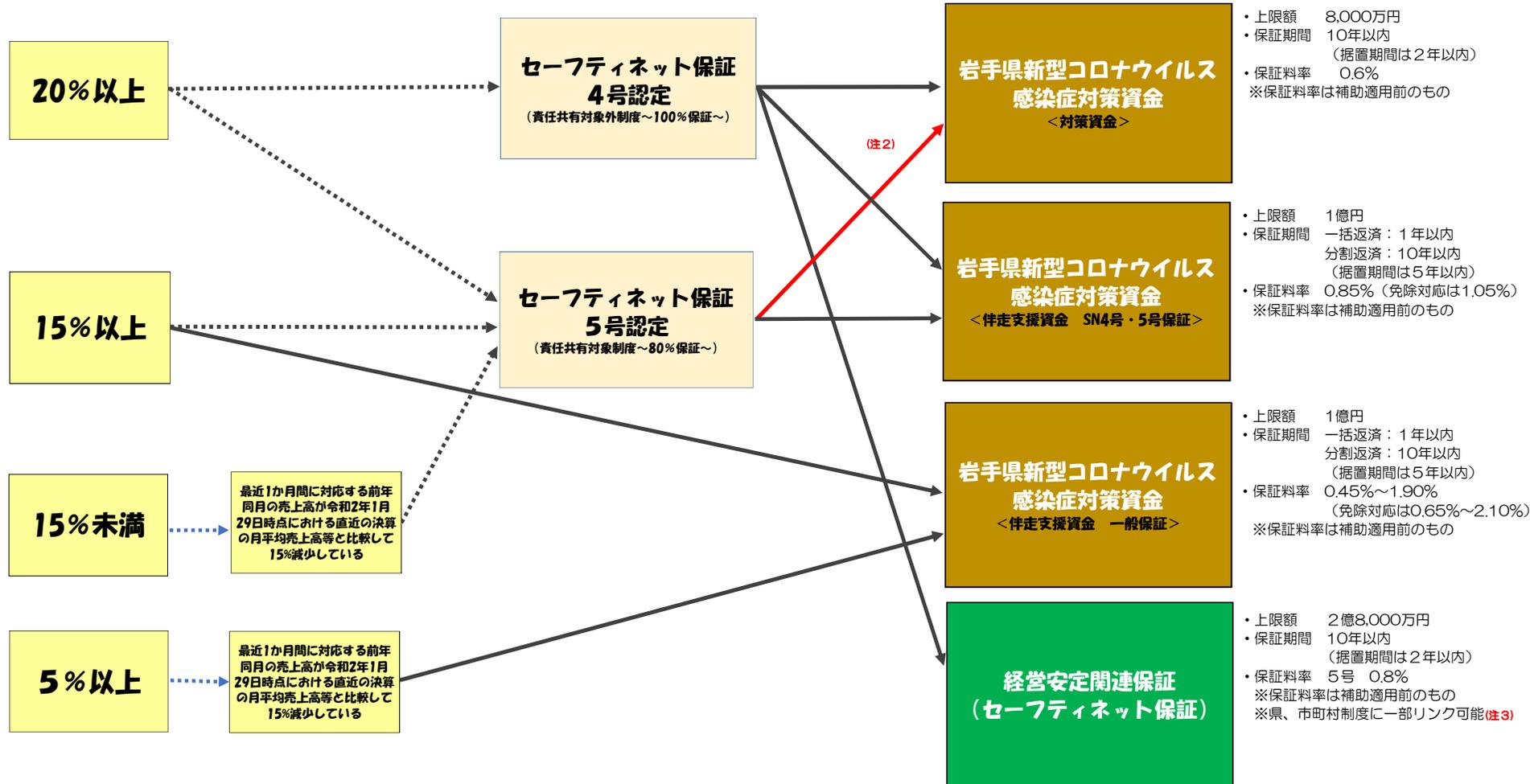


① 売上高の減少率

② 取得可能な認定書 (注1)

③ 利用可能な保証制度



② 債権者全員の合意に基づく



(注1) 認定書は、お客様の本店等（個人事業主の方は主たる事務所）が所在する市町村にて取得が必要です。
 (注2) 赤矢印については、売上高減少率が15%以上減少している方のみ該当します。
 (注3) 詳細については、当協会「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」へお問い合わせください。
 (注4) 詳細については、「事業再生計画実施関連保証」の制度要綱をご覧ください。